

八大疾病特約付団信

重度疾病
(糖尿病・高血圧性疾患
慢性腎不全・肝疾患・
慢性膵炎)

悪性新生物
(がん)

急性心筋梗塞

死亡・
高度障害



脳卒中

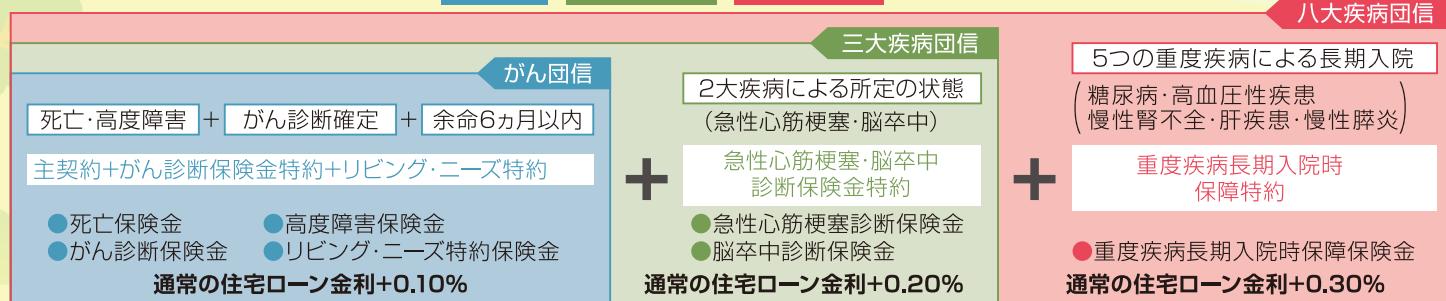
余命
6ヵ月以内

住宅ローン返済中の 大きなリスクに備えます。

本商品(八大疾病特約付団信)は、三井住友海上あいおい生命保険株式会社の**がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約、重度疾病長期入院時保障特約付団体信用生命保険**(以下、八大疾病団信)を活用した団体保険商品です。

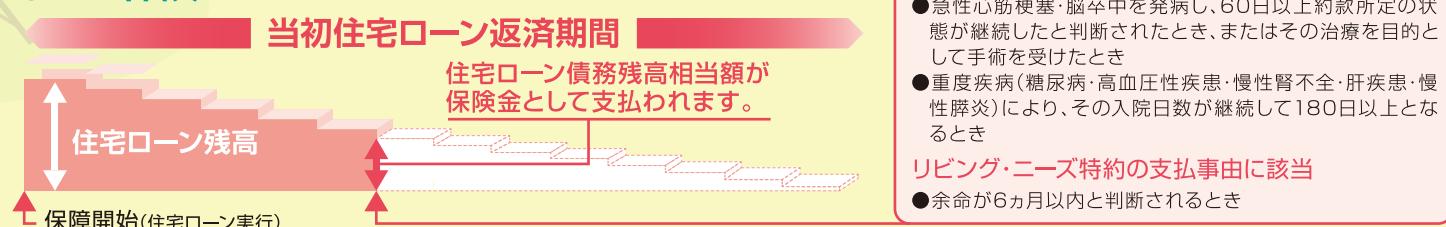
◎団体信用生命保険の仕組み

この保険契約には、保障範囲の違いにより、**がん団信**、**三大疾病団信**、**八大疾病団信**の3種類があります。



死亡・高度障害保険に加え、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎)により約款所定のお支払事由に該当された場合、および余命が6ヵ月以内と判断される場合に、住宅ローン債務残高相当額が保険金として支払われます。

◎この保険のイメージ



◎八大疾病特約付 統一団体信用生命保険制度の概要

加入資格	住宅ローン債務者 ※過去に悪性新生物(がん)の診断を受けた方は八大疾病団信にご加入いただけません。 加入日現在において満年齢で 20歳以上51歳未満
保険金額の上限	1億円 (八大疾病団信に複数加入の場合、通算で1億円) ※八大疾病団信に既に加入(*)されている場合、並びに今回のお借入れと同時期に加入(*)を予定されている場合には、その金額を含みます。(*)今回の取扱銀行以外の会員行分を含みます。 ※融資金額(保険金額)が4,000万円超となる場合には、八大疾病団信専用の「健康診断結果証明書」が必要になります。
責任開始日	引受保険会社がお申込を承諾した場合、融資実行日または引受保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い日を責任開始日とします。
保障内容	死亡・高度障害または八大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎))により約款所定のお支払事由(*1)に該当したときおよび余命が6ヵ月以内と判断されるとき(リビング・ニーズ特約)(*2)の住宅ローン債務残高相当額(*3) (*1)保険金お支払事由の概要 <ul style="list-style-type: none">●責任開始日以降、保険期間中に約款所定の悪性新生物(がん)に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。約款所定の悪性新生物(がん)には、上皮内がんや、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。また、責任開始日より前に約款所定の悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合や、責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された約款所定の悪性新生物(がん・再発・転移等も含む。)はお支払いの対象とはなりません。●責任開始日以降の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞・脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診断を受けた日からその日を含めて60日以上約款所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき。または、その疾病的治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき。●責任開始日以降に発病した約款所定の重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎)を直接の原因とする保険期間中の入院であり、その入院日数が継続して180日以上となるとき。 (*2)保険期間中に被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき(医師が記入した診断書や請求書類に基づいて保険会社が判断します。) (*3)規約・協定等で定める所定の範囲を超える利息等はお支払いの対象となりません。 ※保険金のお支払いに際しては約款所定の免責事項がありますのでご注意ください。 ※死亡保険金、高度障害保険金、がん診断保険金、急性心筋梗塞診断保険金、脳卒中診断保険金、重度疾病長期入院時保障保険金およびリビング・ニーズ特約保険金のうちいずれかの保険金をお支払した場合には、保証は終了し以降その他の保険金をお支払できません。

(注1)この保険(八大疾病団信)は、一般社団法人第二地方銀行協会を保険契約者、同協会会員行(取扱銀行)を保険金受取人、取扱銀行の住宅ローン債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中に約款所定のお支払事由に該当した場合に、取扱銀行が生命保険会社から受取る保険金をもって、被保険者の住宅ローン債務の弁済に充当することを目的とする団体保険です。

(注2)ご加入・保障内容(保険金をお支払いできない場合を含む)等の詳細につきましては、「申込書兼告知書」に添付の「被保険者のしおり」「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取り扱いについて」、「申込書兼告知書」の「ご記入いただく前に必ずお読みください」を必ずご確認ください。